

令和 年 月 日

宮津市水道事業

宮津市長 城崎 雅文 様

宮津市水道使用料金等審議会

会長 今井 一雄

## 水道使用料金等の見直しについて(答申)

令和元年 8 月 22 日付けで当審議会に諮問のあった水道使用料金等の見直しについて、慎重に審議した結果、下記のとおり意見が集約されましたので答申します。

## 記

水道は、市民生活や経済活動を支える重要なライフラインであり、安全でおいしい水の永続的な供給が強く望まれる。

しかし、宮津市の水道事業は、給水人口の減少や節水型社会(節水意識の高まりや各種節水機器の普及など)の浸透により、給水収益の減収が続き、経営環境は年々厳しさを増している状況である。

また、市内の水道施設は、主に昭和 40 年代から 50 年代にかけての高度成長期に建設された施設が多く、年月の経過とともに老朽化が進んでいるため、計画的な施設の更新と地震等の災害に強い施設の耐震化が必要不可欠となっているが、脆弱な財政状況のため更新事業が進んでいない状況にある。

以上のことから、当審議会としては、宮津市水道事業の経営基盤の強化を図るため、水道使用料金等の見直しについて、次のとおり答申する。

## 1. 経営基盤の強化について

- 水道事業は、独立採算を基本とする公営企業であることから、より一層の経費節減等に努めるとともに、業務の合理化と効率化を積極的に推進すること。
- 市民への水道事業の理解が深まるよう、水道事業の経営等に関する情報について、積極的な開示に努めること。

## 2. 水道使用料金の見直しについて

現在の水道事業の経営状況(平成 30 年度赤字決算等)を踏まえ、水道使用料金の見直しはやむを得ない。

(1)水道使用料金の算定期間

○令和2年度から令和6年度までの5年間とする。

(2)水道使用料金の改定率

○単年度の収益的収支の黒字化を図るなど、健全な経営が維持できる使用料金の改定率とする。

○なお、最大限の経費削減に努め、可能な限り改定率の低減に努める。

(3)水道使用料金の体系

○「水道使用料金算定要領」に基づき、料金負担の公平の見地から、各使用者の料金（基本料金と従量料金の区別等）は個別原価に基づき算定されることが必要。

※ 要支援者対策や産業振興の視点は、行政の施策として配慮されるべき内容であり、この水道使用料金の体系の考え方に、この視点は入れるべきではない。

○なお、料金の激変を招かないよう漸進的に進めること。

(4)水道使用料金の改定時期

○料金改定の必要性や目的などについて、使用者への十分な周知期間をとり、適切な時期の施行を望む。

3. その他の付帯意見

(1)水道事業経営の審議

○大きく変化する社会経済情勢等に鑑み、健全な事業経営に資するよう、概ね5年ごとに経営状況の分析を行い、水道使用料金の見直しに係る審議を行うことを望む。

## 【「宮津市水道使用料金審議会」への諮問理由】

○現在、宮津市の水道を取り巻く環境は、給水人口の減少を前提に、老朽化施設等の更新需要に対応していかなければならない非常に厳しい局面を迎えようとしています。

○こうした状況を踏まえ、これまで市民の皆さんの生活や経済活動を支えてきた水道の恩恵をこれからも享受できるように、今後の50年間を見据え、本市の水道の理想像を明示するとともに、その理想像を具現化するため、当面の間に取り組むべき事項、方策を提示する「宮津市水道事業ビジョン」を策定しました。

○このビジョンの基本理念(「安全でおいしい水をいつまでも」)のもと、3つの基本方針「①安全」「②強靱」「③持続」により水道事業を継続的に運営していくこととしています。

○しかし、事業の運営にあたり必要経費等の削減に努めておりますが、今後の収益改善は期待できない現状であり、施設更新等に必要な財源が大幅に不足することが懸念されることから、今後の水道事業の健全な経営を図るため、水道使用料金等のあり方について、貴審議会に諮問するものであります。